

オートポリスライセンス会員規約

第1条 (名称)

本規約の名称は、「オートポリスライセンス会員規約」とし、制定及び改廃は株式会社オートポリス（以下「オートポリス」という。）が行う。

第2条 (目的)

オートポリスライセンス制度は、第3条で定める会員が、オートポリスインターナショナルレーシングコース及びSPA直入コース、その関連施設（以下総称して「本コース」という。）の利用を通じて、安全運転のための運転技能の研鑽、会員相互間の親睦、モータースポーツの振興及び発展を図ることを目的とする。

第3条 (会員区分)

オートポリスライセンス会員（以下「会員」という。）とは、以下の要件を満たす者であって、第4条の定めに従ってオートポリスライセンス制度へ入会した者をいい、区分は以下のとおりとする。なお、会員が利用できるSPA直入コースは、会員区分にかかわらず、2輪走行枠に限るものとする。

会員区分	要件（いずれかを満たすこと）
2輪ライセンス会員	<ul style="list-style-type: none">・日本国が発行する普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許の所持者・道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）締結国が発行する国際運転免許証の所持者又はその資格に準ずる者・在日米軍個人車両操縦許可証の所持者・MFJロードレースジュニアライセンス以上の所持者・その他上記と同等の運転技能を証するものとオートポリスが認めた資格の所持者
4輪ライセンス会員	<ul style="list-style-type: none">・日本国が発行する普通自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許の所持者・道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）締結国が発行する国際運転免許証の所持者又はその資格に準ずる者・在日米軍個人車両操縦許可証の所持者・JAF国内限定A級ライセンス以上の所持者・JAF以外のASNが発行した当該年度に有効な競技運転者許可証の所持者・全日本カート（FP3クラスを除く）で6位以上の入賞実績所持者・その他上記と同等の運転技能を証するものとオートポリスが認めた資格の所持者
共通ライセンス会員	<ul style="list-style-type: none">・2輪ライセンス会員、4輪ライセンス会員の双方の地位を有する者

第4条 (入会手続)

1. オートポリスライセンス制度への入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、オートポリス所定の入会申込webフォームより必要事項を登録し、入会金、会費等の諸費用を納入するとともに、オートポリスに対して誓約書、親権者同意書（入会希望者が18歳未満の場合に限る）そ

の他必要書類を提出することで入会申込を行う。なお、会費は入会申込 web フォームにて登録した入会（講習）希望日を基準に算定した額とするが、当該日付と実際の入会日に差異が生じ、かつ、納入された金額と実際の入会日を基準として算定した金額に差額が生じる場合は、当該差額を精算するものとする。

2. 前項の申込を受け、オートポリスが当該入会希望者について講習会の受講を適当と認めたときは、入会希望者はオートポリスの指示に従い、講習会を受講するものとする。ただし、オートポリスが講習会の受講を免除したときはこの限りでない。
3. 入会希望者が前2項の要件を満たし、かつ、オートポリスが相当と認めたときは、オートポリスは当該入会希望者の入会を認めるものとする。そうでない場合、オートポリスは、第1項により納入された金額から手数料等を控除した金額を入会希望者に返還する。
4. 会員は、第2項に従い講習会を受講したコースとは別のコースを利用する場合、オートポリス所定の講習会を受講しなければならない。

第5条 （会員資格の有効期限及び更新）

1. 会員資格の有効期間は、入会日又は更新日の後最初に到来する3月31日までとする。
2. 会員は、オートポリスが送付する更新通知記載に従って会費を納入することで、会員の資格を有効期間の満了日から1年間更新することができる。

第6条 （会員証）

1. オートポリスは、第4条第3項によりオートポリスライセンス制度への入会を認めたとき、及び、第5条第2項により会員資格の更新を認めたときは、当該会員にWEB会員証を交付する。なお、会員が希望する場合は有償にてライセンスカードを発行する。
2. 会員は、本コースを利用するときは、有効なWEB会員証又はライセンスカード（以下総称して「会員証」という。）を常時携帯し、オートポリス及びその従業員係員等から申し出のある場合にはこれを提示しなければならない。また、会員に与えられる権利又は特典を利用するときは会員証を提示するものとし、提示のない場合、当該権利又は特典を利用することはできないものとする。
3. 会員は、ライセンスカードを紛失した場合には、速やかに再発行の手続を行わなければならない。再発行に要する費用については当該会員が負担する。
4. 会員は、オートポリスに対して、会員資格の更新、会員資格の喪失等により失効したライセンスカードを速やかに返還しなければならない。

第7条 （会員の義務）

会員は下記に定める義務を遵守しなければならない。

1. 本規約、その他オートポリスが定める諸規則を遵守し、オートポリス及びその従業員・係員の指示に従わなければならない。
2. オートポリスに対し、虚偽の申請を行ってはならない。また、申請事項に変更が生じた場合、速やかに必要な届けを実施しなければならない。
3. 会員証を貸与し、又は譲渡してはならない。
4. オートポリスライセンス制度の秩序を乱したり、オートポリスや他者の名誉を傷つけたりするなど、会員としての品位を損ない、又は損なうおそれがあるとオートポリスが判断する行為をしてはならない。

5. 施設、備品等を損壊する等、オートポリスに損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、オートポリスが別途定める当該損壊等にかかる責任を免除する制度に会員が加入している場合は、この限りでない。

第8条 (会員資格の除名、停止など)

1. 本規約に定める義務の遵守を怠るなど、会員として相応しくないとオートポリスが判断した場合であって、当該会員に対し注意喚起又は警告を行い、相応の期間をもってしても改善が認められないときは、会員資格を一時的に停止し、又は除名することができる。この場合、オートポリスは当該会員に対して会費の返還義務、損害賠償義務等一切の義務を負わないものとする。
2. 会員の義務違反の程度が著しいなど、特別な理由があるとオートポリスが判断した場合、オートポリスは即座に当該会員の会員資格を一時的に停止し、又は除名することができるものとする。この場合、オートポリスは当該会員に対して会費の返還義務、損害賠償義務等一切の義務を負わないものとする。

第9条 (退会)

会員は、会員資格の有効期間中であっても、自己の申出によりオートポリスライセンス制度を退会することができる。ただし、会員は、オートポリスに対して、退会を理由として会費の返還等を求めることはできない。

第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員及び入会希望者はオートポリスに対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、暴走族もしくはこれらに準じる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの所属する団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと。
 - (4) 暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為などをしないこと。
2. 前項各号への違反があった場合、オートポリスは何らの催告を要せずして、会員を除名し、又は入会を拒否することができる。この場合、除名され、又は入会を拒否された者はオートポリスに生じた一切の損害を賠償するものとし、オートポリスに対しては自己に生じた損害の賠償を請求することができないものとする。

第11条 (個人情報の取り扱いについて)

オートポリスは、本規約に基づいて提供された個人情報を、別途定めるオートポリスプライバシーポリシーに基づき管理する。

第12条 (免責)

オートポリスは、本コースにおける盗難、傷害、事故、その他のトラブルについて、一切の責任を負わない。トラブルについては、当事者間の責任と負担により解決するものとし、オートポリスに一切の責任を追及しない。

第13条 (改正等)

1. 本規約及び本コースをはじめとするオートポリスが保有する施設の運営、管理上に必要な規約、細則等についてはオートポリスが適宜定め、必要に応じ改正し、又は変更することができるものとする。
2. オートポリスは、前項による制定又は改正を行った場合には、ホームページへの掲載、本コース内への掲示等の方法により会員に対し周知するものとし、周知後の規約、細則等は、すべての会員に適用されるものとする。

以上

2026年4月1日 改訂